

背景

- 公共施設等運営事業(コンセッション)の実績が着実に増加する中、物価変動の利用料金への転嫁について分野横断的な留意事項を定めるとともに、二段階で行われる事業者選定審査における留意事項を定める等の必要があることから、「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」の一部を改正するとともに、「民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)」の施行に伴い、「契約に関するガイドライン」について所要の改正を行うもの。

改正の概要

公共施設等運営権及び公共施設等運営事業ガイドラインの一部改正

物価変動の利用料金への転嫁における留意事項	二段階審査における留意事項
<ul style="list-style-type: none"> ○ 効率化努力等の及ばない急激な物価変動が生じた場合、利用料金への転嫁を可能とする仕組みを定めておくこと ○ 物価変動の利用料金への転嫁について、計算式等の一例を提示。事業分野毎のガイドライン等も参考にする事 等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各審査段階における審査主体、審査項目、審査基準等をあらかじめ公表すること ○ 第一段階と第二段階の間に、第二段階での提案書の検討に必要な情報を追加で開示すること ○ 第一段階での提案項目や提案書の様式については、応募者の過度な負担にならないようにすること 等
<p>想定外の災害リスクの増大等によるリスク分担等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 想定外の災害リスクの増大や著しい事業環境の変化等により当初のリスク分担が著しく不適切になった場合には、リスク分担等の見直しに関する協議を行うのが望ましいこと 	

契約に関するガイドラインの一部改正

- ガイドライン中、民法の規定(請負・損害賠償・債権譲渡)を引用している箇所について、民法の規定の改正に伴い所要の改正を行う。